

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ
＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「**日本年金機構 理事長代理人 システム運用部長**」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年3月3日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年3月5日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

記

(案件名) 帳票H623 「国民年金・厚生年金保険脱退一時金支給決定通

知書」外10点の作成

(グリーン購入法への適合) 適合する 適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) _____

(用紙の紙質) _____

(用紙の名称) _____

所在地

法人名又は商号

代表者名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H623 国民年金・厚生年金保険脱退一時金支給決定通知書」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色(青)、裏1色(青)
サ イ ズ	1折1面付 縦 9 インチ × 横 9 4/10 インチ (1面あたり 縦 9 インチ × 横 9 4/10 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。
数 量	156,000折(78箱)
納 期	令和8年4月30日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H623-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本(別紙)を参照すること。 ・正式な原稿は、業者決定後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・契約期間内において原稿を変更する場合は、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11~12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ②担当部署番号(4ケタ) ③通番(3ケタ) ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月20日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月25日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H623 国民年金・厚生年金保険脱退一時金支給決定通知書

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

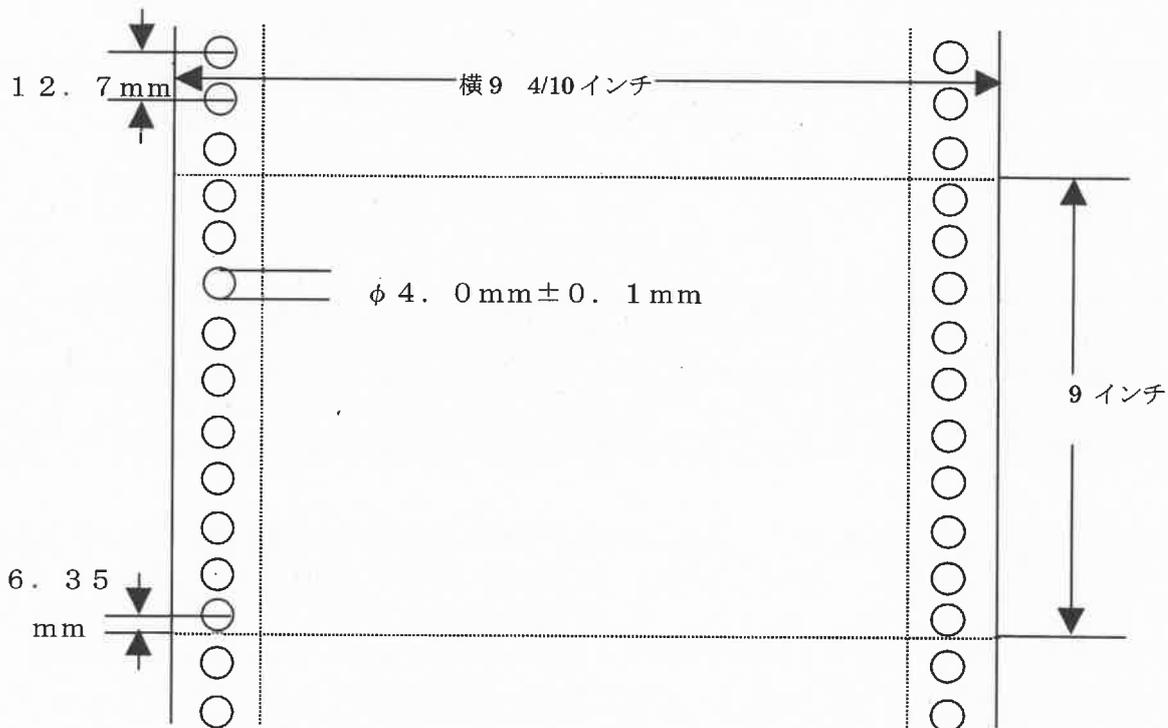
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折18穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で ± 0.3 mmを超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

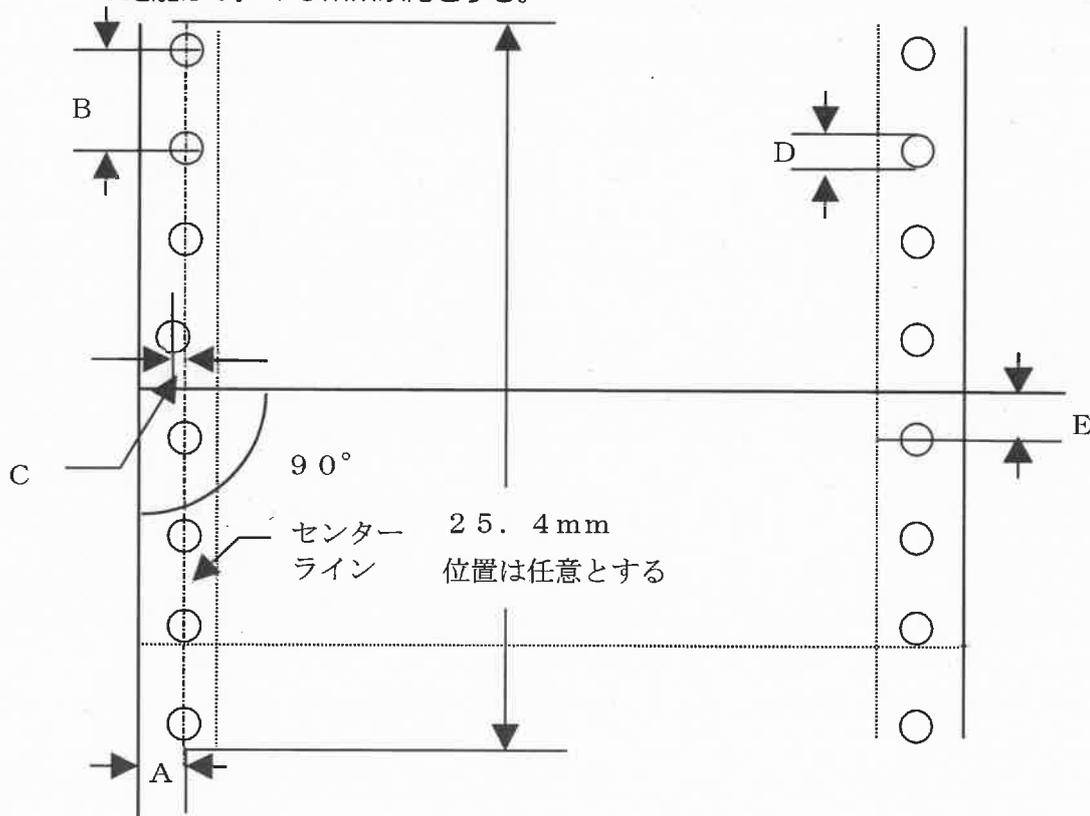
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



見本

14623

国民年金・厚生年金保険 脱退一時金支給決定通知書
National Pension / Employee Pension Insurance
Notice of Entitlement: Your Lump-sum Withdrawal Payments

下記のとおり決定しましたので通知します。
This is to notify you that you are entitled to the Lump-sum
Withdrawal Payments as shown on the right side.

年 月 日
Year Month Day



厚生労働大臣
Minister of Health,
Labour and Welfare

日本年金機構
Japan Pension Service
(〒100-8505 東京都千代田区千代田2丁目15番24号)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを
知った日から起算して3か月以内に、厚生労働省
又は年金事務所において審査請求をします。
なお、この決定の取消の請求は、審査請求の決定を経た
後でもありませんが、審査請求があった日から
3か月を経過しても審査請求の決定がないときは、この決定
の執行等による新しい損害を賠償するための留意の必要がある
とき、その賠償を要件のあるときは、審査請求の決定を
取りかえても有効です。この請求は、審査請求の決定の
発効を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、厚生労働
省（代官又は法務大臣）として提出できます。ただし、原則
として審査請求の決定の日から1年を経過したときは取りか
ねられません。

If you are dissatisfied with this administrative decision, you may
request the Social Insurance Examination Committee in the Ministry of
Health, Labour and Welfare to review the decision. The request
must be made within three months from the day following the date
when you learn about the decision.
In principle, you cannot appeal (file, or apply in a court) for
cancellation of the administrative decision. However, you may
appeal to the court if you are dissatisfied with the decision of the
Committee within six months from the day following the date when you
learn about the Committee's decision. In principle, however, you
cannot appeal beyond one year after the date of the Committee's
decision.

国民年金 National Pension system

支払額 Payments amount	円 Yen	支払期間(第1号) Contribution fully paid months (Category I insured period)	月 Months
支給決定年月日 Date of entitlement	年 月 日 Year Month Day	保険料未納期間(即ち) 14-contribution-exempt months x 24	月 Months
最終納付月 Last contribution month (base month)	年 月 Year Month	保険料半額免除期間 (1/2) x 12	月 Months
合計 Total	年 月 Year Month	保険料半額の免除期間(1/4) x 14	月 Months

厚生年金保険 Employee Pension Insurance system

支払額 Payments amount	円 Yen	支払決定年月日 Date of entitlement	年 月 日 Year Month Day
所得税額より 住民税特別徴収額 Income Tax and Social Insurance Tax for Residents	円 Yen	被保険者期間 (支払期間)	月 Months
支払額 Net payment amount	円 Yen	最終納付月 Last month of payment	年 月 Year Month

内訳 Details

一般厚生年金 General Employee Pension	公的厚生年金 Public Pension for Public Officials	私的厚生年金 Private Pension for Private Sector	平均標準額(月額) Average Monthly Amount
支払期間 Contribution periods 月 Months	支払期間 Contribution periods 月 Months	支払期間 Contribution periods 月 Months	標準額 Standard Amount 円 Yen

国民年金番号
Your Basic Pension Number

(裏面の注意事項を併せてご覧ください。)
(See notes on the reverse side.)

HH

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H215 年金決定通知書・支給額変更通知書」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色(紫)、裏1色(紫)
サ イ ズ	1折1面付き 縦 11.5 インチ × 横 17.5 インチ (1面あたり 縦 11.5 インチ × 横 17.5 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。
数 量	22,000折(22箱)
納 期	令和8年4月30日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H215-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については、下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本(別紙)を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合は、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11~12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ②担当部署番号(4ケタ) ③通番(3ケタ) ④業者番号(A~Z)※同一帳票を複数社で作成する場合に使用。 ・初回納品時、及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月20日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月25日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H215 年金決定通知書・支給額変更通知書

★ミシン目

縦ミシン目（左端 有 右端 有）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

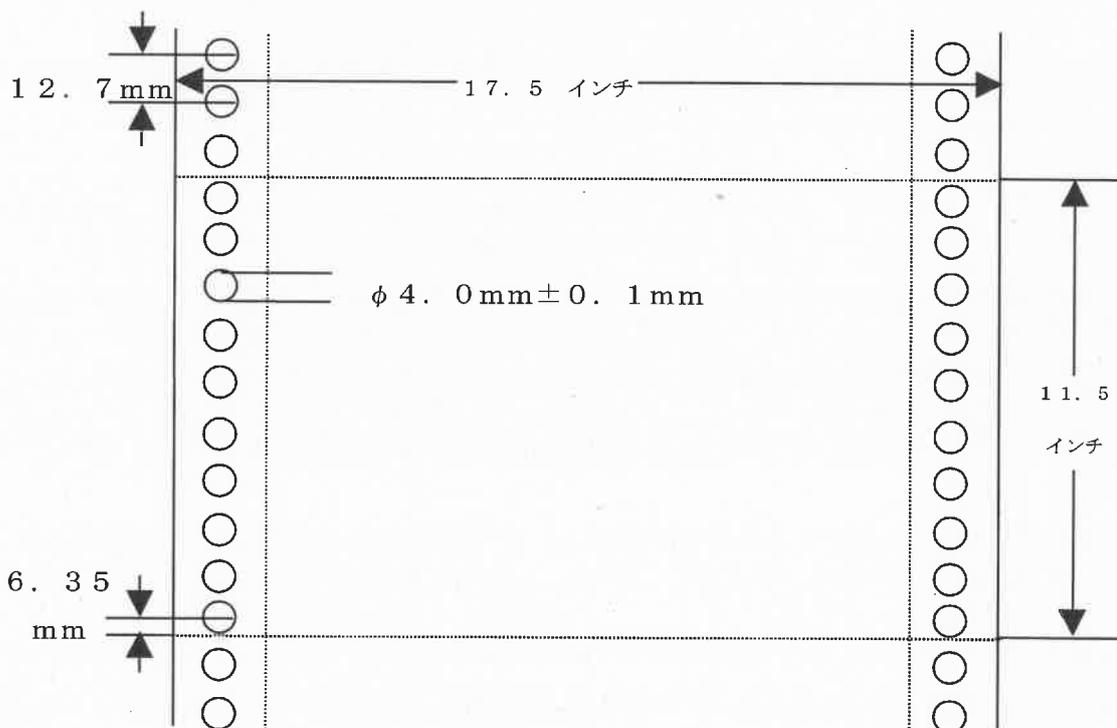
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折23穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

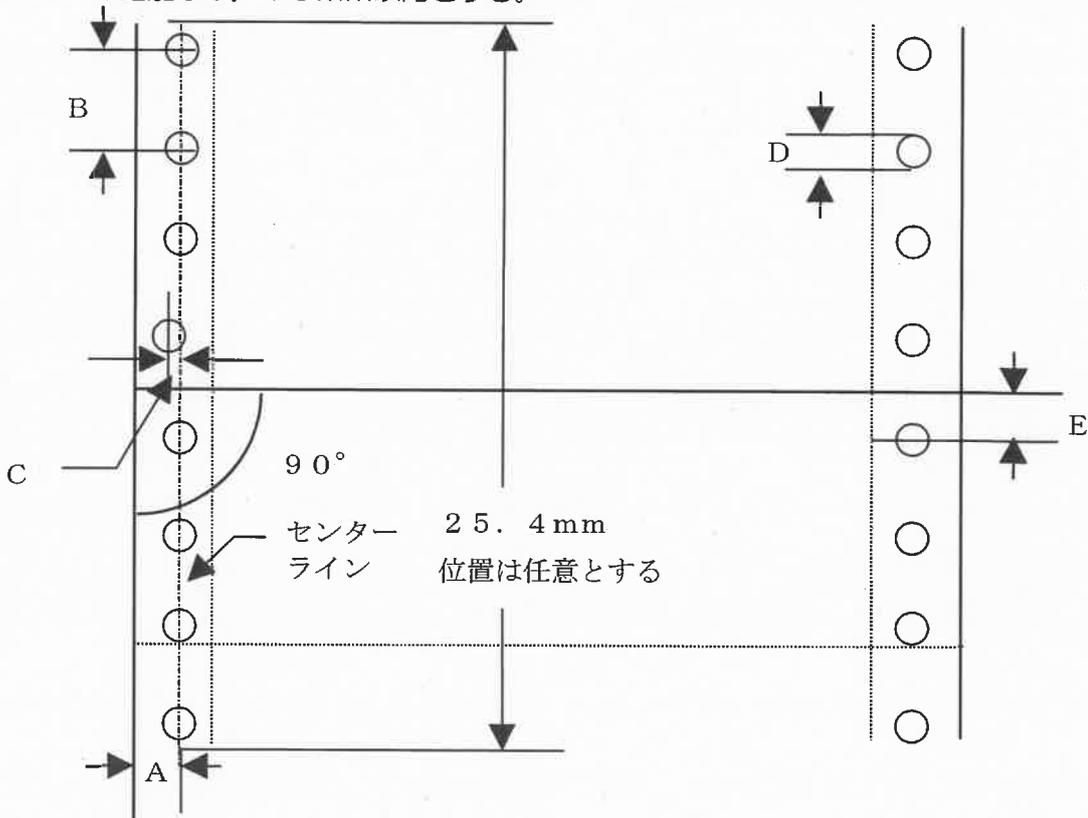
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



仕 様 書【印刷物の作成】

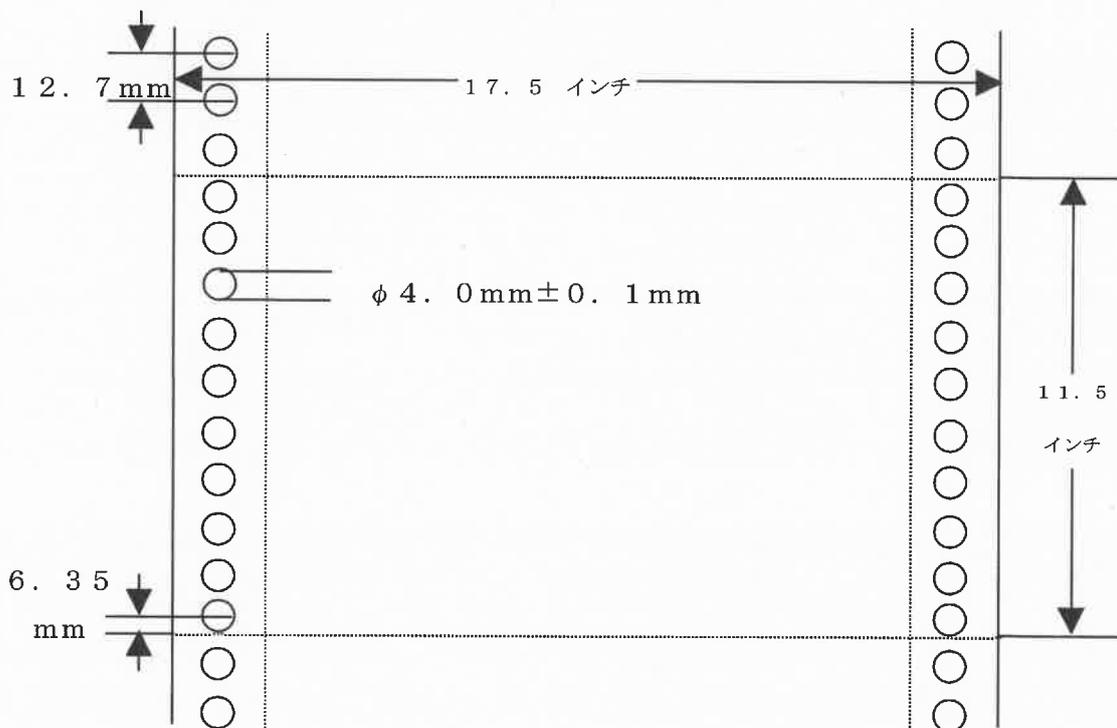
件 名	帳票「H216 年金決定通知書・支給額変更通知書（遺族・障害用）」
紙 質	上質紙（四六判換算）90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（紫）、裏1色（紫）
サ イ ズ	1折1面付き 縦 11.5 インチ × 横 17.5 インチ (1面あたり 縦 11.5 インチ × 横 17.5 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	2,000折（2箱）
納 期	令和8年4月30日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H216-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本（別紙）を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月20日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月25日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H216 年金決定通知書・支給額変更通知書（遺族・障害用）

★ミシン目

縦ミシン目（左端 有 右端 有）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

- ①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。
- ②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）
縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）
- ③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。
- ④ミシン目は一直線に加工されていること。
- ⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折23穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

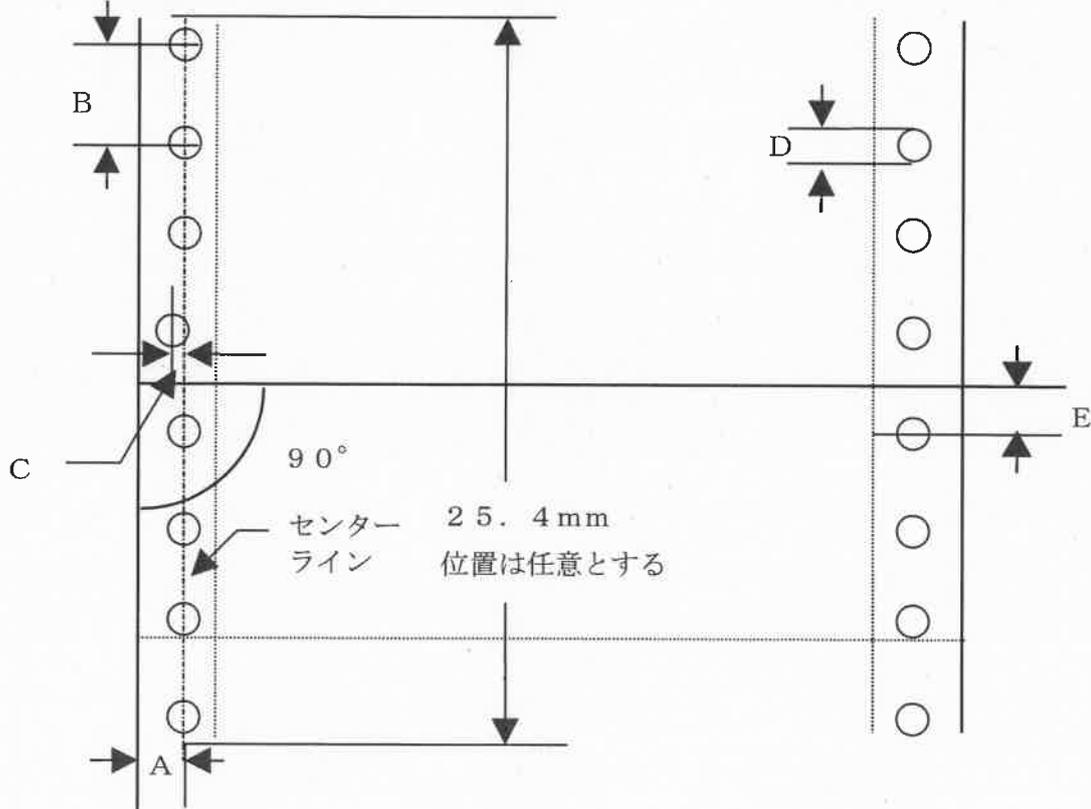
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



見本 H216 表

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
	年金

--	--

今後、あなたにお支払いする年金額は
左の太ワケ内の金額になります。

--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--

--	--	--

--

--	--

様

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

項番	決定・変更年月	決定・変更理由



厚生労働大臣印

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H624 外国人脱退一時金送金通知書」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色(青)、裏1色(青)
サ イ ズ	1折2面付 縦 9 インチ × 横 9.4 インチ (1面あたり 縦 4.5 インチ × 横 9.4 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。
数 量	74,000折(37箱)
納 期	令和8年4月30日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H624-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本(別紙)を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合がありますので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ②担当部署番号(4ケタ) ③通番(3ケタ) ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。 ・仕様書に関して疑問が生じた場合は、令和8年2月20日15時までに書面に質問を提出すること。回答は、令和8年2月25日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 6 2 4 外国人脱退一時金送金通知書

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン（縦 無し 横 1本）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

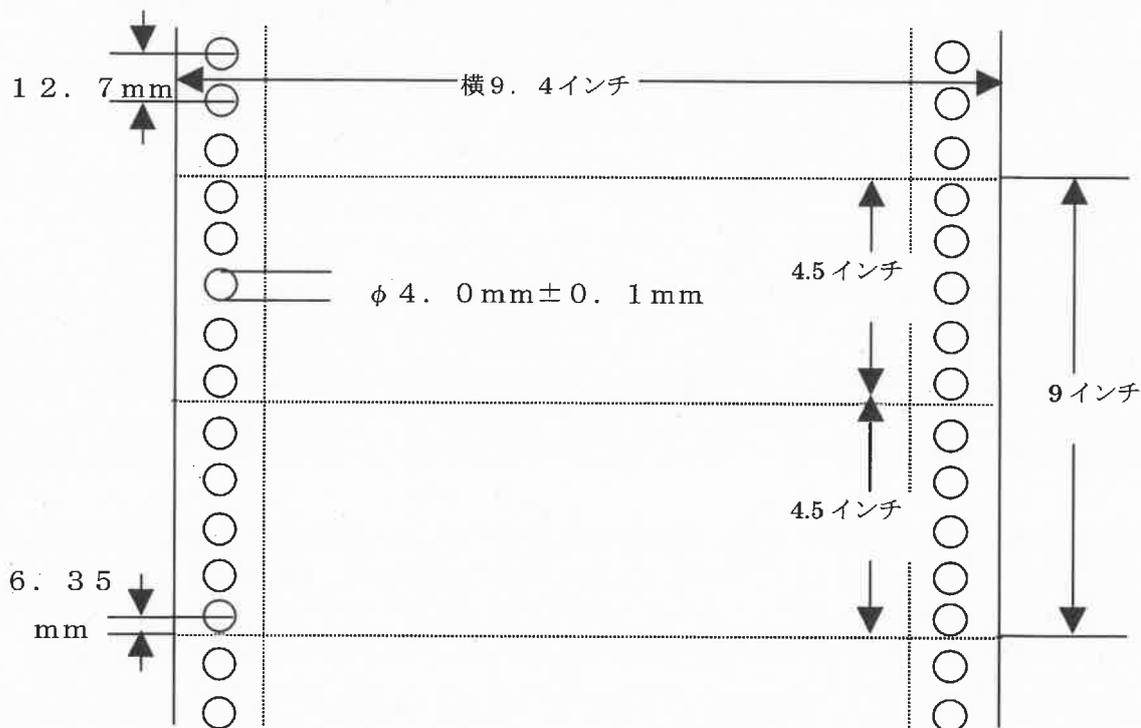
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折18穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

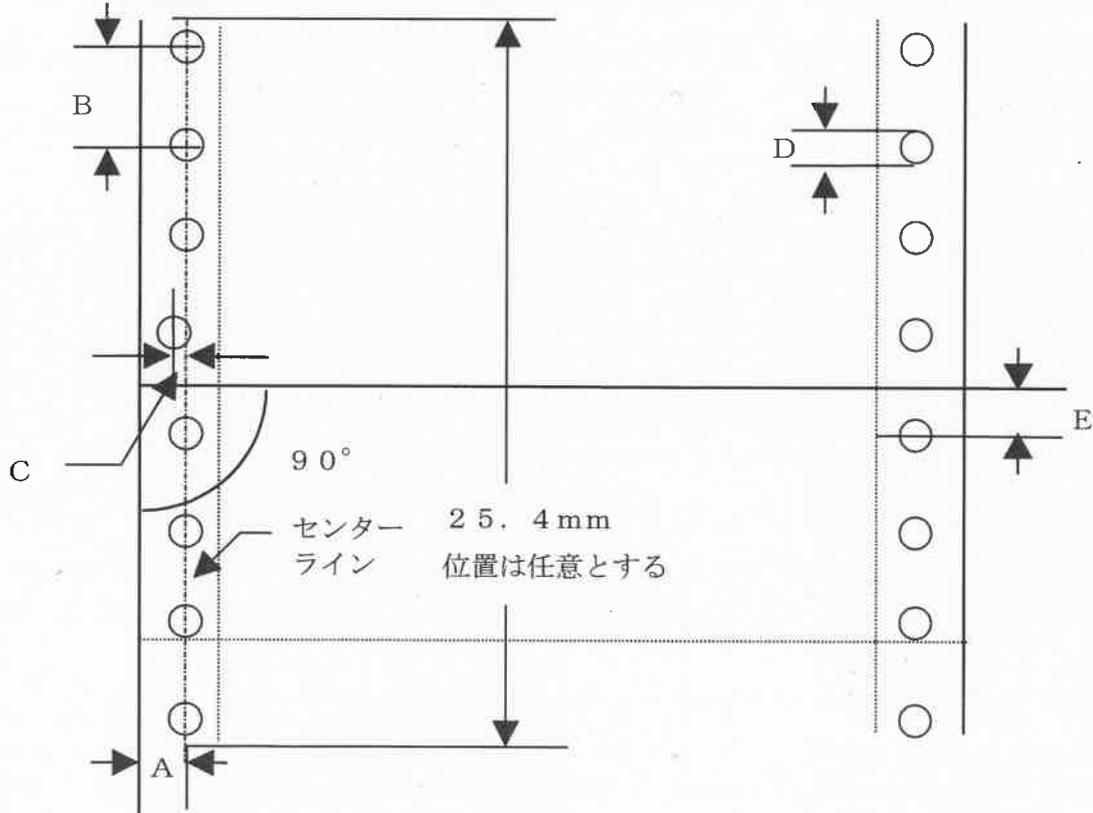
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



見本

14624 (長)

国民年金・厚生年金保険 歳出一時金送金通知書
 National Pension / Employees' Pension Insurance
 Notice of Remittance: Your Lump-sum Withdrawal Payments

配出一時金については、右記のとおり送金しましたのでお知らせいたします。
 This is to notify you that your Lump-sum Withdrawal Payments by the National Pension (Employees' Pension Insurance system) have been remitted as shown on the right side.

日本年金機構
 Japan Pension Service

(〒160-8505 東京都千代田区千代田3丁目5番21号)
 (3-5-24, Tsuboto-cho, Suginami-Ku, Tokyo 160-8505 Japan)

年 月 日
 Year Month Date



官署文書
 厚生労働省年金課長 田中 昭彦
 Government Department Office
 Director of Pension Service Planning Division, Pension Service, Ministry of Health, Labour and Welfare

国民年金・厚生年金保険 歳出一時金送金通知書
 National Pension / Employees' Pension Insurance
 Notice of Remittance: Your Lump-sum Withdrawal Payments

配出一時金については、右記のとおり送金しましたのでお知らせいたします。
 This is to notify you that your Lump-sum Withdrawal Payments by the National Pension (Employees' Pension Insurance system) have been remitted as shown on the right side.

日本年金機構
 Japan Pension Service

(〒104-8505 東京都中央区新富町1丁目5番21号)
 (3-5-24, Tsumoto-cho, Chuo-Ku, Tokyo 104-8505 Japan)

年 月 日
 Year Month Date



官署文書
 厚生労働省年金課長 田中 昭彦
 Government Department Office
 Director of Pension Service Planning Division, Pension Service, Ministry of Health, Labour and Welfare

支払額 (円) Payments amount (Yen)	所得税等の特別控除額 (円) Income Tax and Special Income Tax for Remittance (Yen)	差引支払額 (円) Net payment amount (Yen)
国民年金 National Pension system		
厚生年金保険 Employees' Pension Insurance system		
合 計 Total		

(裏面の注意事項を詳しく読んでください)
 (See notes on the reverse side.)

支払額 (円) Payments amount (Yen)	所得税等の特別控除額 (円) Income Tax and Special Income Tax for Remittance (Yen)	差引支払額 (円) Net payment amount (Yen)
国民年金 National Pension system		
厚生年金保険 Employees' Pension Insurance system		
合 計 Total		

(裏面の注意事項を詳しく読んでください)
 (See notes on the reverse side.)

11624-1301

59528-B 1P

11624-1301

50625-N 1P

見本

H624

真

(注意事項)
Notes

この送金通知書は、裏面に記載された年月日より遅れます。
The actual deposit of your Payments to your bank account will be several days later than the remittance date shown on the front.

この送金通知書は、受給者の方本人に日本円での支払額を通知するもので、この通知を金融機関に
持参しても、これにより既述一時金を受給することはできません。
This Notice of Remittance is to inform you of the Payments amount in Japanese yen : this is NOT
a check you can cash your Payments at banks.

1991 1016 006

(注意事項)
Notes

この送金通知書は、裏面に記載された年月日より遅れます。
The actual deposit of your Payments to your bank account will be several days later than the remittance date shown on the front.

この送金通知書は、受給者の方本人に日本円での支払額を通知するもので、この通知を金融機関に
持参しても、これにより既述一時金を受給することはできません。
This Notice of Remittance is to inform you of the Payments amount in Japanese yen : this is NOT
a check you can cash your Payments at banks.

1991 1016 006

仕 様 書【印刷物の作成】

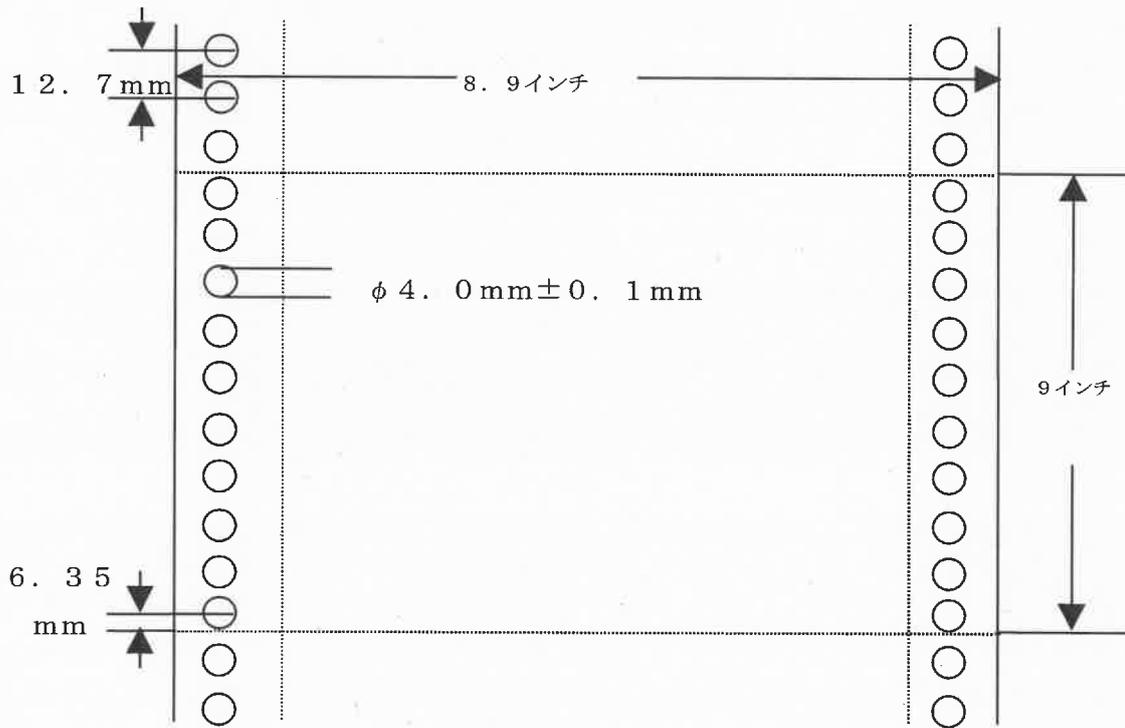
件 名	帳票「H703 公用証明書交付願」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	片面刷：表 2色(墨、赤)
サ イ ズ	1折1面付 縦 9 インチ × 横 8.9 インチ (1面あたり 縦 9 インチ × 横 8.9 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。
数 量	4,000折(2箱)
納 期	令和8年4月30日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H703-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本(別紙)を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後で作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・契約期間内において原稿を変更する場合は、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11~12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ②担当部署番号(4ケタ) ③通番(3ケタ) ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月20日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月25日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H703 公用証明書交付願

★ミシン目

縦ミシン目（左端 有り 右端 有り）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

- ①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。
- ②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）
縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）
- ③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。
- ④ミシン目は一直線に加工されていること。
- ⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折18穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

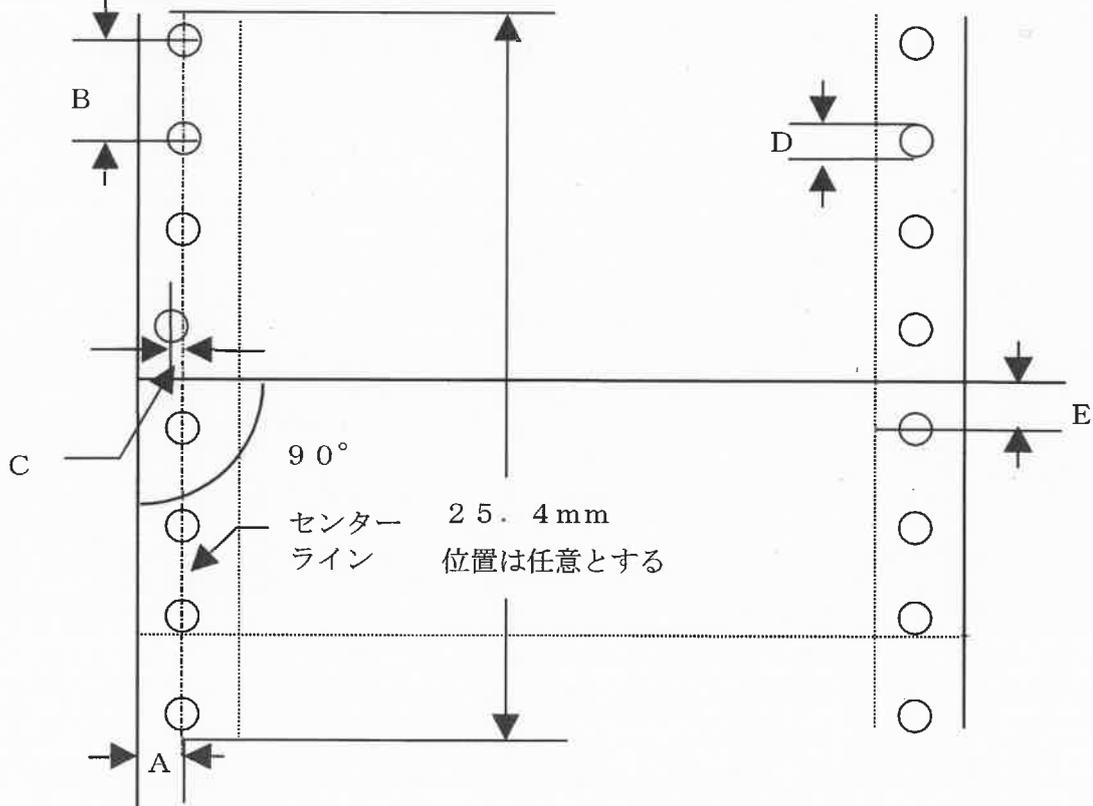
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



見本 H703

年中央発第 号
令和 99 年 99 月 99 日

NNNNNNNNNNNNNNNN 長 殿

日本年金機構本部
中央年金センター



**国民年金法第108条第2項・第109条の4第1項第30号
及び日本年金機構法第27条第1項第2号に基づく
戸籍謄本等の請求について**

貴市区町村に住民登録していると思われる下記の者について、年金給付の審査・決定と支払を行うにあたり、戸籍謄本等の書類が必要ですので、お手数ですが、1部交付願います。
なお、該当がない場合は、「該当なし」として返送いただきますようお願いいたします。

記

【交付依頼書類】

- 1 年金受給権者の住民票（写） [注：続柄及び本籍地が確認できるもの]
- 2 住民票の除票（写） [注：続柄及び本籍地が確認できるもの]
- 3 戸籍の謄本又は除籍の謄本 [本籍が貴市区町村にある場合に限りります。]
- 4 戸籍の附票（写）・改製原戸籍 [本籍が貴市区町村にある場合に限りります。]

【当該事務の種類】

年金給付の審査・決定と支払の事務

【請求事由（戸籍等の記載事項の利用目的）等】

年金受給権者の生存及び本籍地の確認を行うため

【現に請求の任に当たっている者】

日本年金機構本部 中央年金センター 《担当者氏名》

氏 名	生 年 月 日	住 所
NNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNN NNNNNN	NN 99年99月99日	NNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNN

No 9999 - 999,999

【問合せ先及び送付先】

〒168-8730 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構本部 中央年金センター

TEL 042-319-1295(直通)

郵便番号 H703-1905

52167 1P

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H786 遅延特別加算金支払決定通知書（一般用）」
紙 質	上質紙（四六判換算）90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷 表2色（墨・赤）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 12 インチ × 横 9.3 インチ (1面あたり 縦 12 インチ × 横 9.3 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 <p>※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。</p>
数 量	18,000折（9箱）
納 期	令和8年4月30日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H786-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については、下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本（別紙）を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合がありますので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用。 ・初回納品時、及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月20日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月25日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H786 遅延特別加算金支払決定通知書（一般用）

★ ミシン目

縦ミシン目（左端1本 右端1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

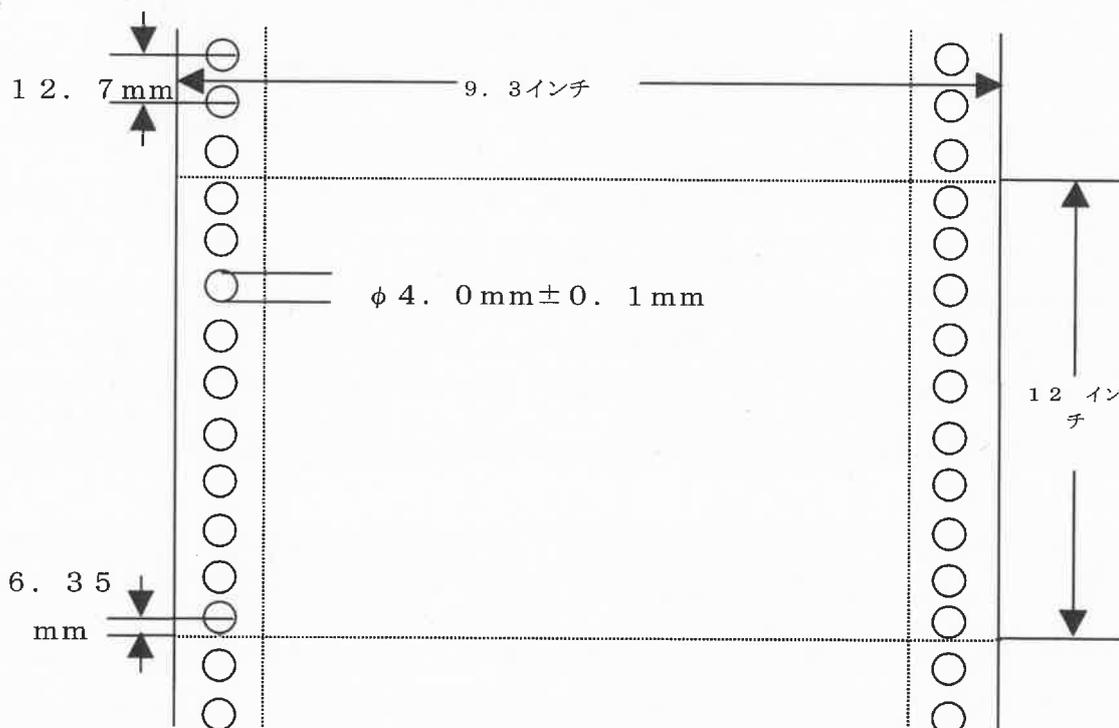
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で ± 0.3 mmを超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

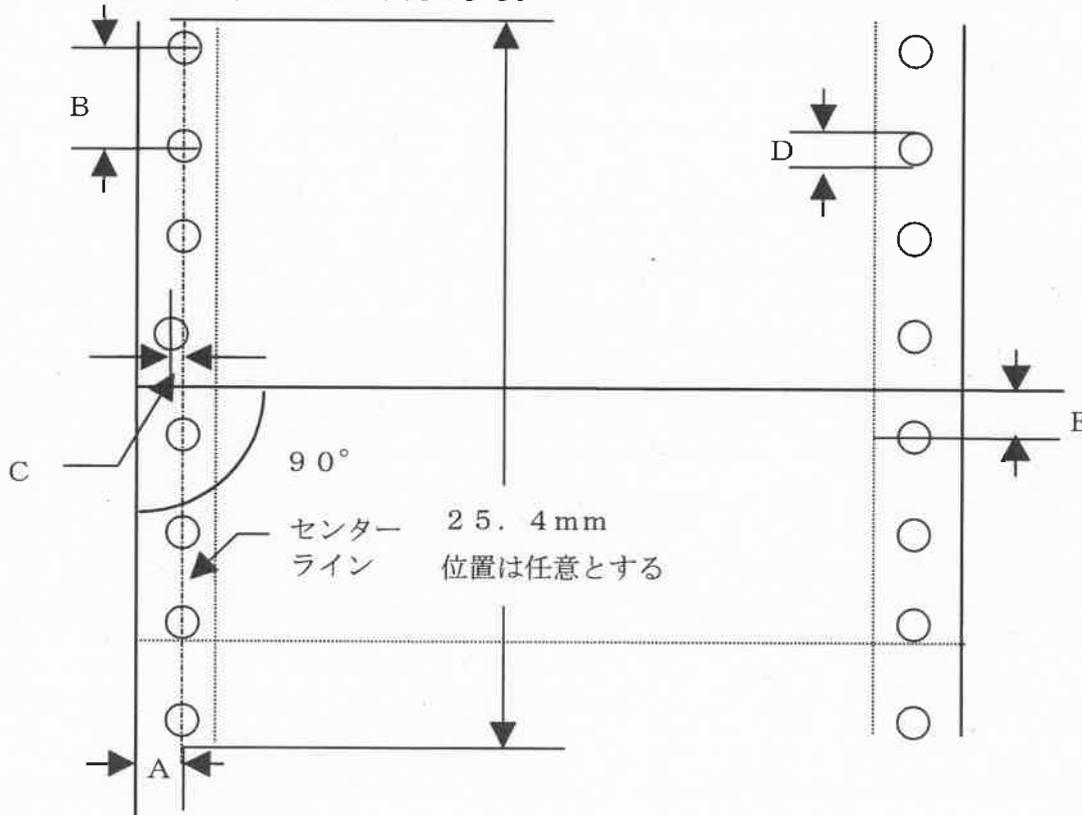
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



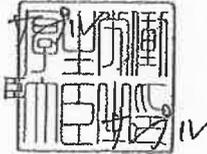
国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
遅延特別加算金支払決定通知書

年金の種類
基礎年金番号
年金コード
受給権者の氏名

受給権者の生年月日

支払額 _____ 円

厚生労働大臣



[遅延特別加算金額計算のための基礎数値等]

※加算率

※対象となる

支払対象期間

支払年月

金額 _____ 円

様

遅延特別加算金支払決定通知書について

- 新たな年金記録が見つかったなどの理由により5年を超えてさかのぼってお支払する時効特例給付・年金が現在の価値に見合うようにするため、遅延加算法に基づき、「遅延特別加算金」をお支払いします。
- この通知書に記載された支払額には、所得税および個人住民税は課税されませんので、確定申告の必要はありません。
- 今回のお支払によって、お客様がこれまでに納付した介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に変更が生じることはありません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。

また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の判決を経た後でないとい、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、判決を経なくても提起できます。この訴えは、判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。

ただし、原則として、判決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



ナビダイヤル®

0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

(受付時間) 月曜日 午前8:30～午後7:00
 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
 * 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H787 遅延特別加算金支払決定通知書（未支給年金用）」
紙 質	上質紙（四六判換算）90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷 表2色（墨・赤）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 12 インチ × 横 9.3 インチ （1面あたり 縦 12 インチ × 横 9.3 インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1箱は2,000折とする。 ・ 帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・ 梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	8,000折（4箱）
納 期	令和8年4月30日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ スプロケットホール部に「H787-●●●●●」と印刷する。 ※●●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・ 印刷内容は、添付の見本（別紙）を参照すること。 ・ 正式な原稿は、業者決定後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・ 校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・ 納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・ 原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・ 契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・ 作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・ 帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・ 初回納品時、及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・ サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・ カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・ 校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・ 仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月20日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月25日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H787 遅延特別加算金支払決定通知書（未支給年金用）

★ ミシン目

縦ミシン目（左端1本 右端1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

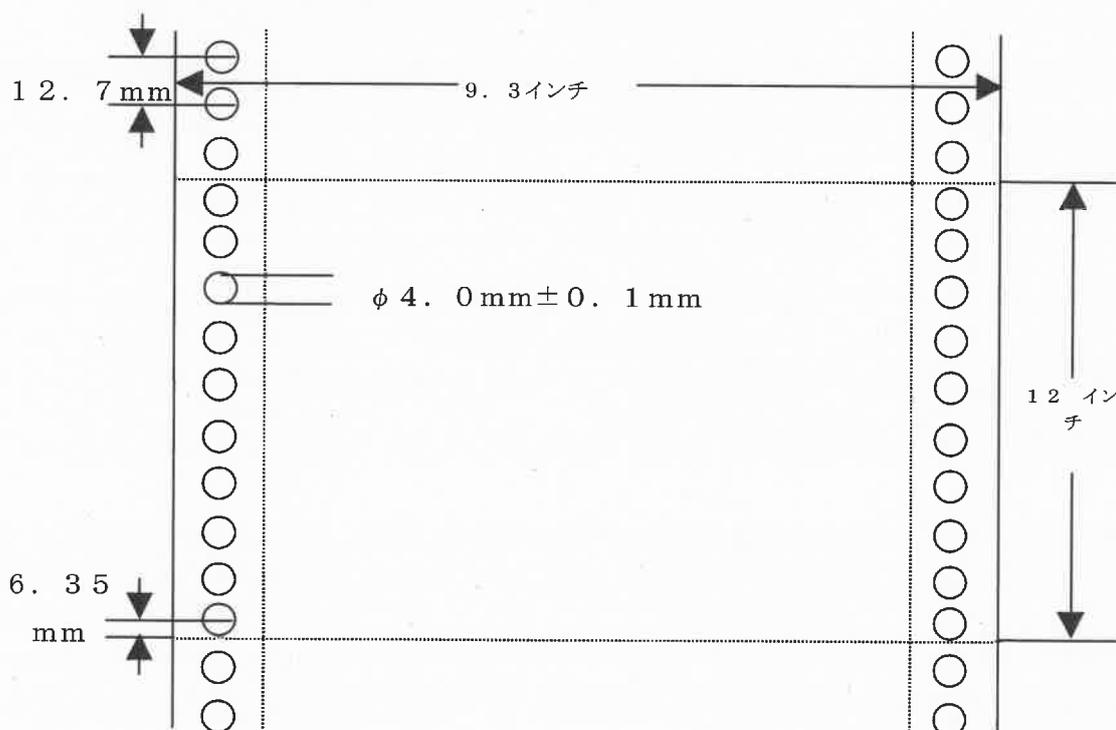
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

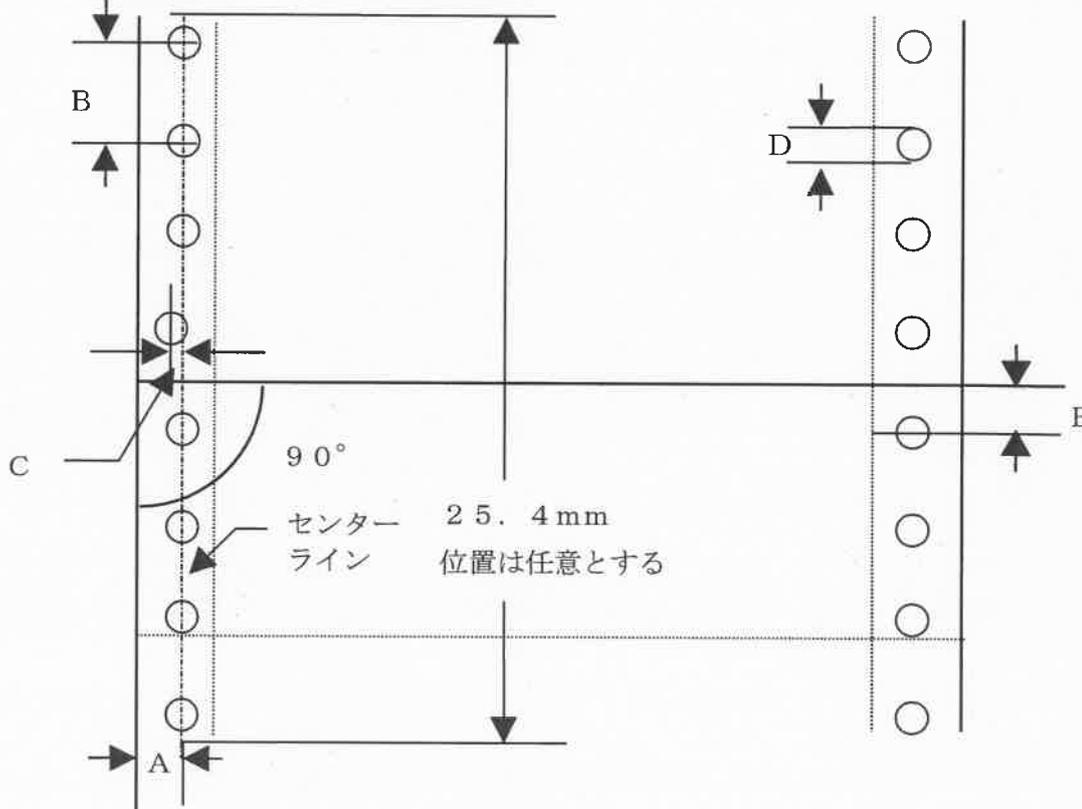
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



見本H787(表)

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
遅延特別加算金支払決定通知書
(未支給年金)

年金の種類

基礎年金番号

年金コード

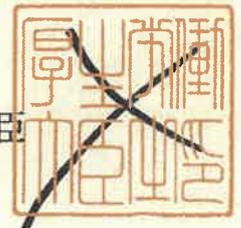
受給権者の氏名

受給権者の生年月日

未支給年金請求者
の氏名

支払額 _____ 円

厚生労働大臣



[遅延特別加算金額計算のための基礎数値等]

※加算率

※対象となる

支払対象期間

支払年月

支払額 _____ 円

様

遅延特別加算金支払決定通知書について

- 新たな年金記録が見つかったなどの理由により5年を超えてさかのぼってお支払する時効特例給付・年金が現在の価値に見合うようにするため、遅延加算金法に基づき、「遅延特別加算金」をお支払いします。
- この通知書に記載された支払額には、所得税および個人住民税は課税されませんので、確定申告の必要はありません。
- 今回のお支払によって、お客様がこれまでに納付した介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に変更が生じることはありません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



ナビダイヤル®

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H792 時効特例給付支払決定通知書（一般用）」
紙 質	上質紙（四六判換算）90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷 表2色（墨・赤）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 12 インチ × 横 9 3/10 インチ (1面あたり 縦 12 インチ × 横 9 3/10 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 <p>※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。</p>
数 量	8,000折（4箱）
納 期	令和8年4月30日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<p>スプロケットホール部に「H792-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷内容は、添付の見本（別紙）を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体で又は電子媒体（PDF形式）提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） <ul style="list-style-type: none"> ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合は、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 <ul style="list-style-type: none"> ・初回納品時、及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月20日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月25日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H792 時効特例給付支払決定通知書（一般用）

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

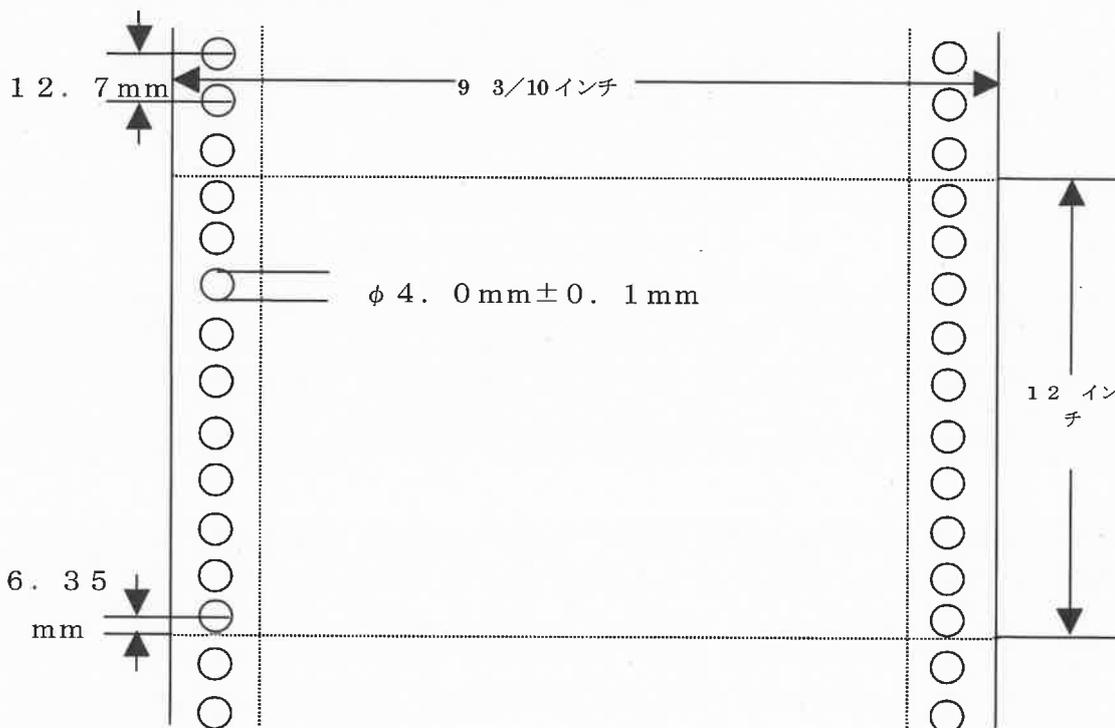
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

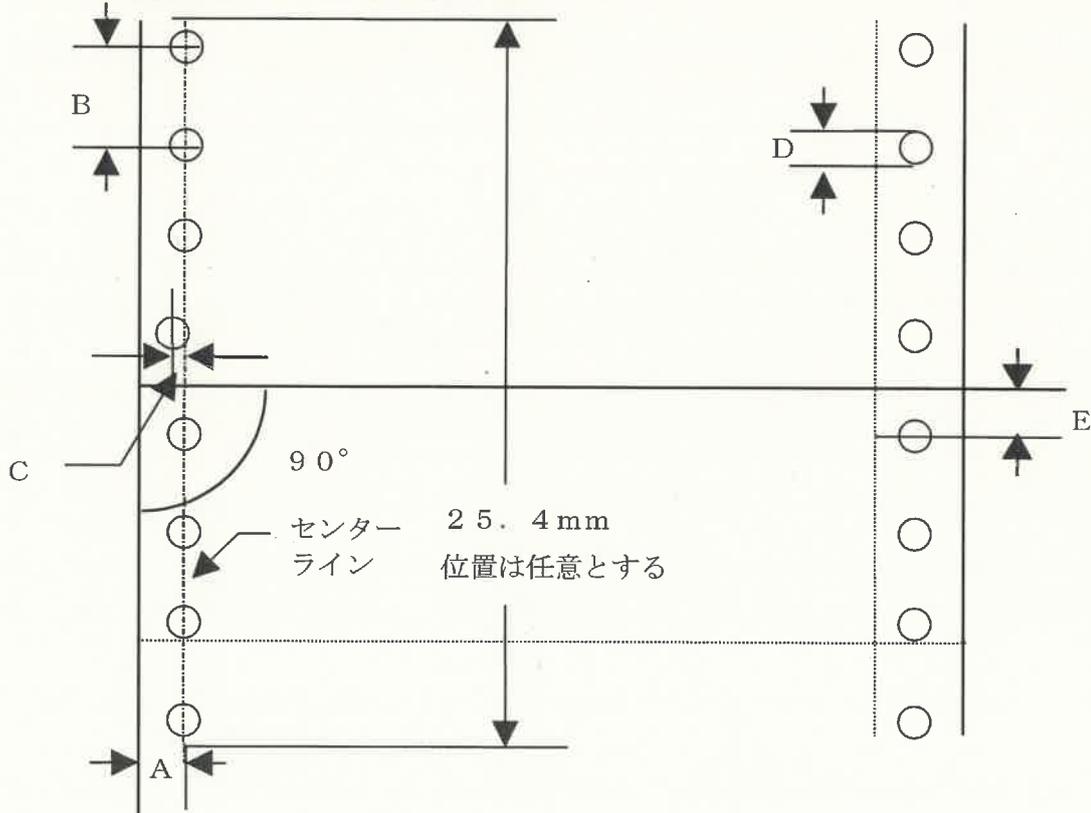
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



見本
H792(表)

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
時効特例給付支払決定通知書

年金の種類

基礎年金番号

年金コード

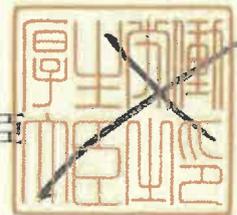
受給権者の氏名

受給権者の生年月日

支払対象期間
(時効消滅期間)

支払額 _____ 円

厚生労働大臣



様

時効特例給付支払決定通知書について

- 年金記録の訂正に伴い年金額を変更した場合、年金時効特例法に基づき、5年を超える差額分を「時効特例給付」としてお支払いします。
- この通知書に記載された支払額には、所得税および個人住民税は課税されませんので、確定申告の必要はありません。
- 今回のお支払によって、お客様がこれまでに納付した介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に変更が生じることはありません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



ナビダイヤル®

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉
月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H793 時効特例給付支払決定通知書（未支給年金用）」
紙 質	上質紙（四六判換算）90kg/連
用紙地色	白色
刷 色	両面刷 表2色（墨・赤）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 12 インチ × 横 9 3/10 インチ （1面あたり 縦 12 インチ × 横 9 3/10 インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1箱は2,000折とする。 ・ 帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・ 梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 <p>※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。</p>
数 量	4,000折（2箱）
納 期	令和8年4月30日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<p>スプロケットホール部に「H793-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷内容は、添付の見本（別紙）を参照すること。 ・ 正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体で又は電子媒体（PDF形式）提供する。 ・ 校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・ 納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・ 原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・ 契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・ 作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 <p>・ 帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回納品時、及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・ サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・ カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・ 校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・ 仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月20日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月25日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H793 時効特例給付支払決定通知書（未支給年金用）

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

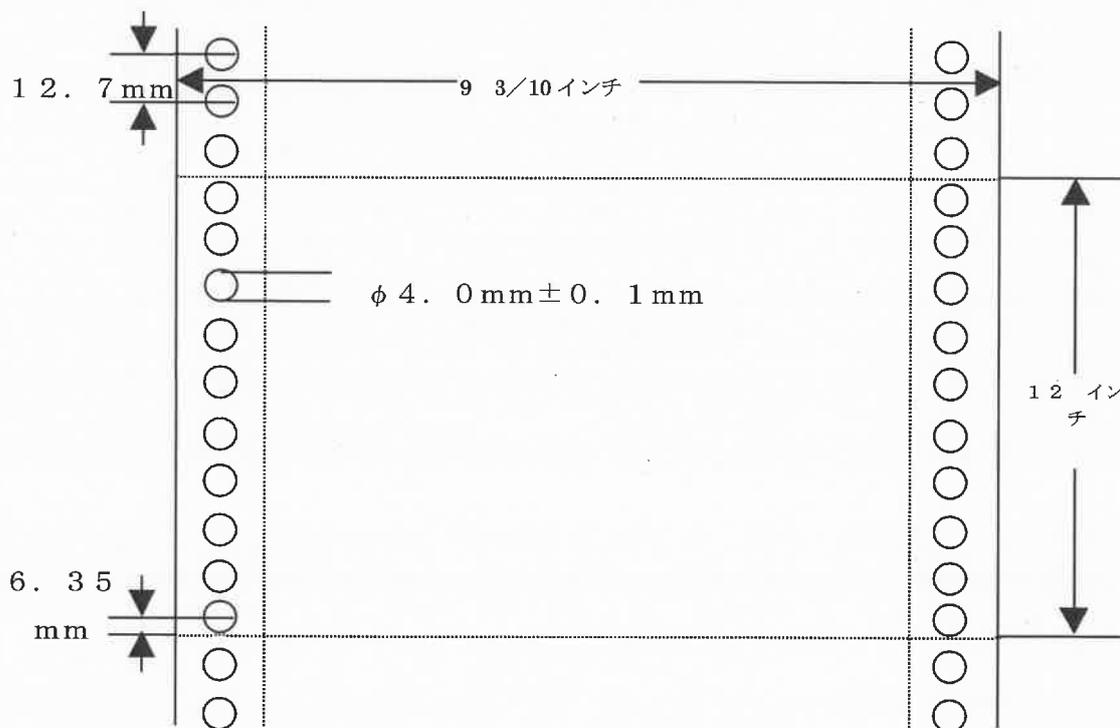
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

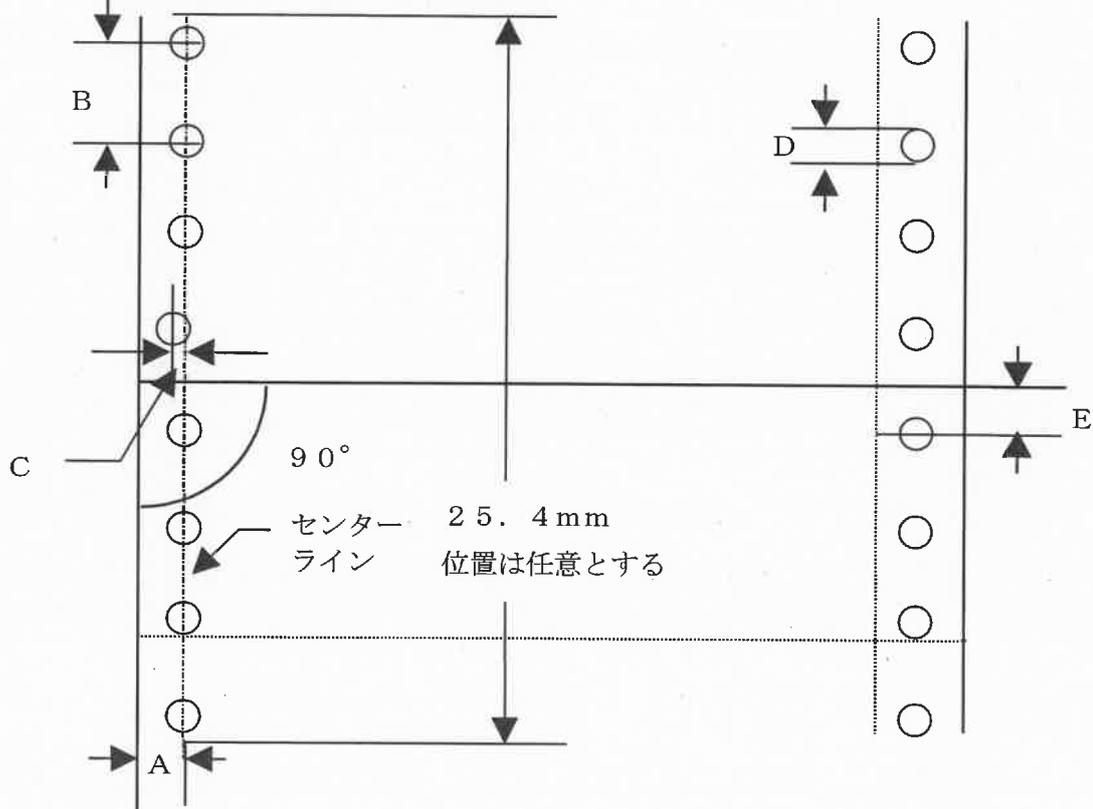
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



見本 11793 (表)

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
時効特例給付支払決定通知書
(未支給年金)

年金の種類

基礎年金番号

年金コード

受給権者の氏名

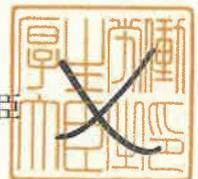
受給権者の生年月日

未支給年金請求者の氏名

支払対象期間
(時効消滅期間)

支払額 _____ 円

厚生労働大臣



様

時効特例給付支払決定通知書について

- 年金記録の訂正に伴い年金額を変更した場合、年金時効特例法に基づき、5年を超える差額分を「時効特例給付」としてお支払いします。
- この通知書に記載された支払額には、所得税および個人住民税は課税されませんので、確定申告の必要はありません。
- 今回のお支払によって、お客様がこれまでに納付した介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に変更が生じることはありません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



ナビダイヤル

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H794 時効特例給付・遅延特別加算金支払内訳書（新法）」
紙 質	上質紙（四六判換算）90kg/連
用紙地色	白色
刷 色	両面刷 表1色（墨）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折1面付 縦 8 インチ × 横 12.7 インチ （1面あたり 縦 8 インチ × 横 12.7 インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	24,000折（12箱）
納 期	令和8年4月30日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	スプロケットホール部に「H794-●●●●●」と印刷する。 ※●●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本（別紙）を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体で又は電子媒体（PDF形式）提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと ・契約期間内において原稿を変更する場合がありますので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月20日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月25日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H794 時効特例給付・遅延特別加算金支払内訳書（新法）

★ ミシン目

縦ミシン目（左端 1本 右端 1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

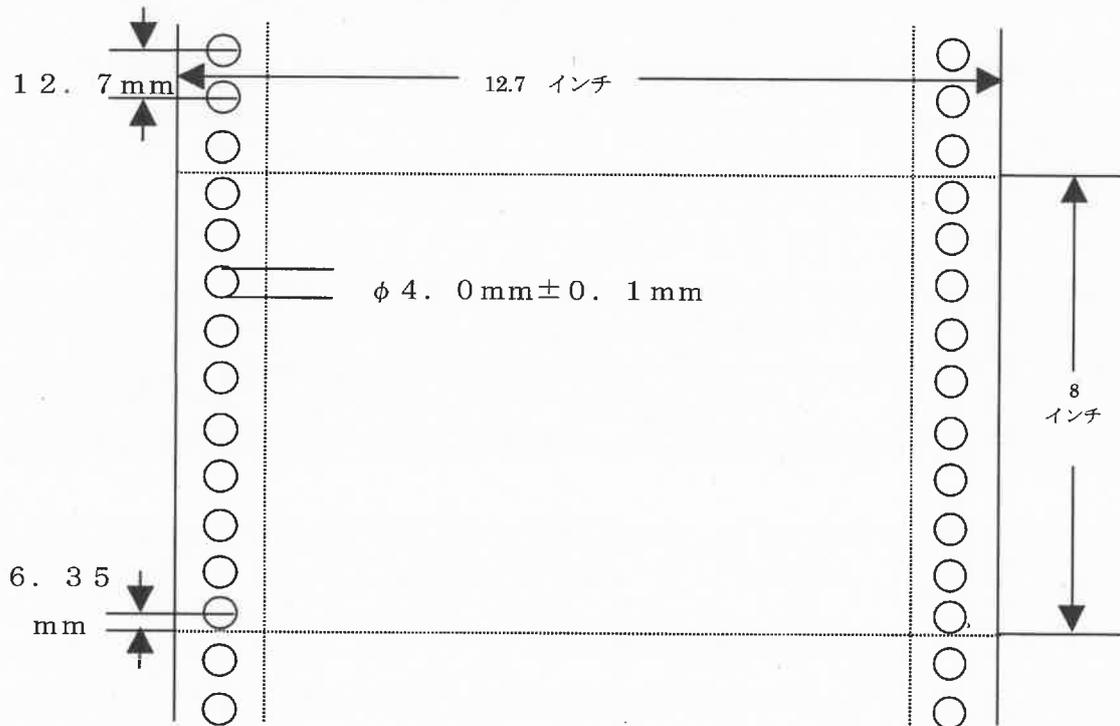
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折16穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で±0.3mmを超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

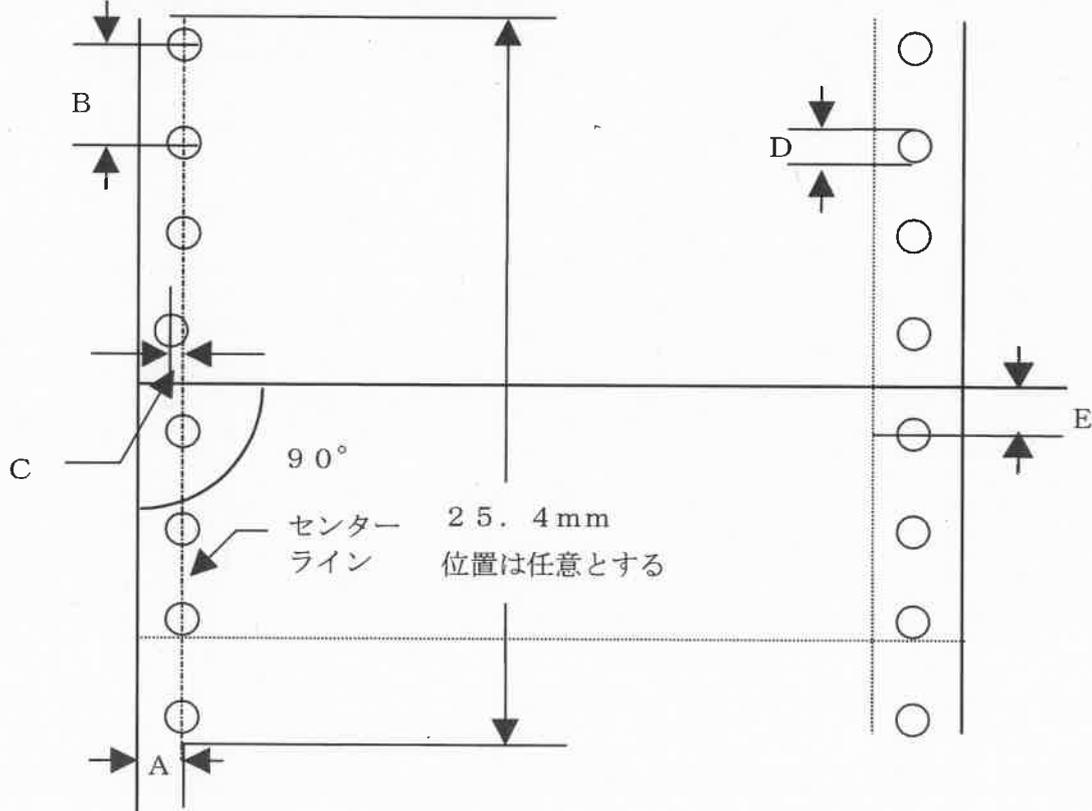
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H799 消滅時効援用通知書」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 90kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表2色(墨、赤)、裏1色(墨)
サ イ ズ	1折1面付 縦 12 インチ×横 9.3 インチ (1面あたり 縦 12 インチ×横 9.3 インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は2,000折とする。 ・帳票はビニール(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。
数 量	4,000折(2箱)
納 期	令和8年4月30日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<p>スプロケットホール部に「H799-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷内容は、添付の見本(別紙)を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体で又は電子媒体(PDF形式)提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11~12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ②担当部署番号(4ケタ) ③通番(3ケタ) ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月20日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月25日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H799 消滅時効援用通知書

★ ミシン目

縦ミシン目（左端1本 右端1本）・中間ミシン（縦 無し 横 無し）

①両サイドより 0.5インチに縦ミシン目。

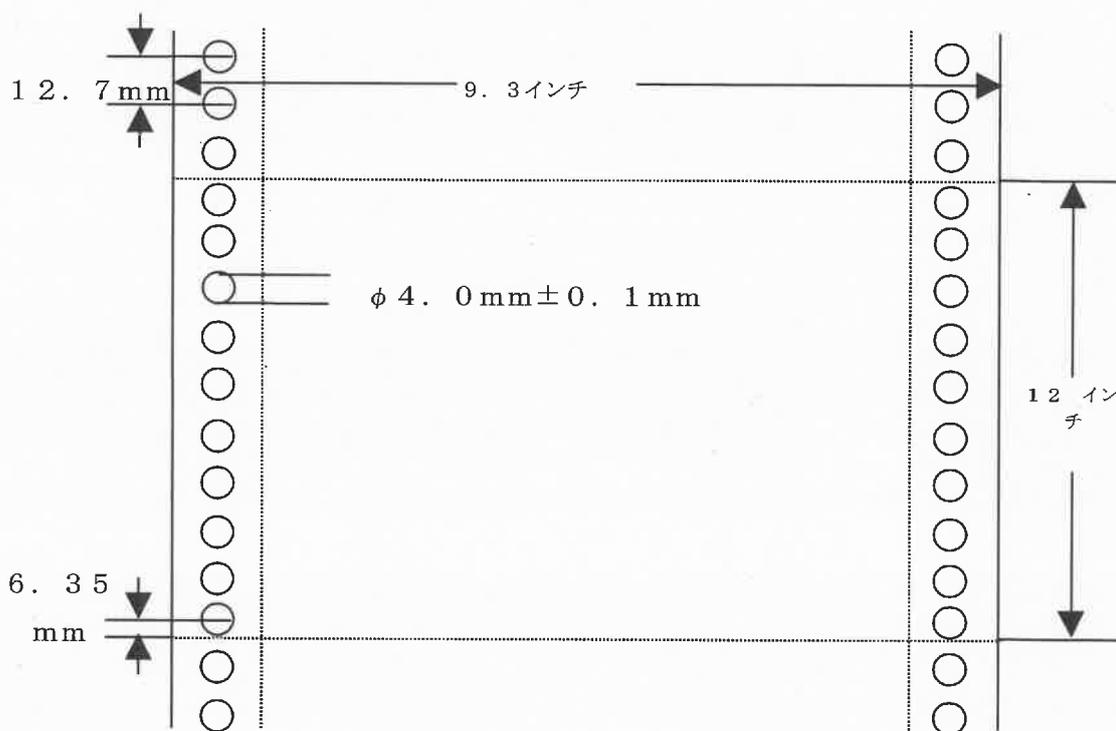
②横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

③横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

④ミシン目は一直線に加工されていること。

⑤横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

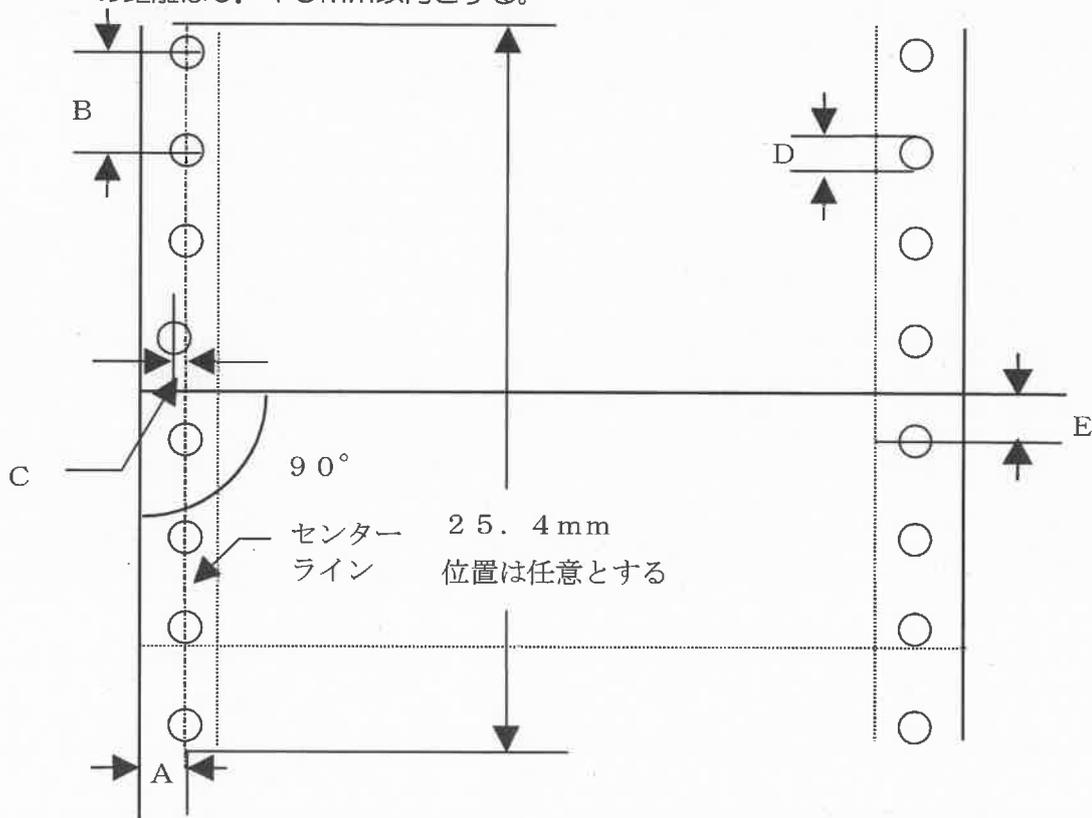
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



見本

H1799(表)

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
消滅時効援用通知書

年金の種類

基礎年金番号

年金コード

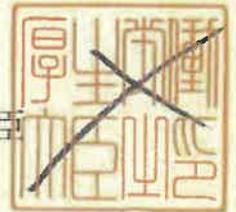
受給権者の氏名

受給権者の生年月日

解除の事由

国民年金法第百二条および厚生年金保険法第九十二条の規定により、
以前の年金は、時効により消滅したため、お支払いは
ありません。

厚生労働大臣



様

見本

H799(裏)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉

月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常通話料金が掛かります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常通話料金が掛かります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>